

熊本の工業発展へ行政的援助

中小企業への金融制度

大型企業の進出によって地元事業者の下請受注体制を強化育成するためには、経営指導、技術のレベルアップと併せて相応の設備投資を要することは大方の見方であり、これに要する設備資金及び運転資金の資金需要が当然起こるものと見なければなりません。

しかしながら、一方においては昨年末の経済状況の激変によって、政府はなお金融引締措置を堅持し、市中金融機関は貸出しを抑制しています。また、最近においては景気の停滞も加わって中小企業の資金繰りはかなり圧迫されており困難な事態にあります。

従って、今日においては政府系金融機関及び県の制度融資の役割は非常に大きく、進出企業との直接または間接の関連を問わず金融の円滑化を期待されていると考えられます。

そこで、県および政府系金融機関で行っている融資制度の中で中小工業者と結びつく主な金融制度を挙げると次のとおりです。

一 設備資金

(1) 中小企業設備近代化資金

貸付率 事業費の二分の一、貸付限度 八百万円、期間五年（据置一年

を含む）、利率 無利率
(2) 中小企業設備貸与制度

熊本県中小企業振興公社が、企業の希望する機械設備を貸与するもので限度額 八百万円、貸与期間 四年六月（据置六月を含む）、保証及損料 保証金一〇％損料年五％

(3) 中小企業高度化資金

工場集団化事業、工場共同化事業、共同施設事業、協同組合等の事業計画に対し貸付を行うもので、個別貸付の申請はできません。

貸付限度 設備資金の百分の六十

五以内または百分の八十以内、期間 十二年（十六年、年利 二・七％または無利率）

二 設備資金および運転資金

県の単独事業で行っているもの。

(1) 中小企業経営合理化資金

中小企業の近代化に資金援助するもので、本資金は商工組合中央金庫熊本支店を窓口としております。

融資限度 組合七千万円 組合員

二千万円、期間 五年以内、年利

六・七％ 高度化融資対象でつなぎ資金の場合は五・九％

三 政府系金融機関で下請振興計画に対する助成措置

(1) 下請中小企業振興貸付（中小企業金融公庫）

下請事業者が振興事業計画に従って、事業の共同化、専門化など行うのに必要な設備資金

貸付限度 法人・個人一億二千万円（代理貸二千万円） 協業組合、合併会社一億五千万円、期間十年以内（据置二年） 年利 八％（八千万円まで）、以上は通常金利

(2) 商工中金融資の中で振興計画に従って体質改善を進めていく場合に必要設備資金について特別に配慮することとしています。

(3) 中小企業振興事業団高度化資金の優先貸付

下請事業者が振興事業計画に従って事業の共同化を行う場合には、中小企業振興事業団の高度化資金を優先的に利用することができます。

(4) 近代化保証制度の適用

下請事業者およびその事業協同組合が振興事業計画を実施するのに必要な資金を金融機関から借り入れる場合に信用保証を受けようとするときは、近代化保証を適用し、通常保証のほか、三千万円（組合五千万円）までの保証が受けられます。

これからの勤労者福祉

経済社会の発展に伴う文化的な生活様式の普及、余暇の増大、教育水準の向上などによって勤労者の生活と生活意識に

も大きな変化が生じており、労務管理面においても、これまでの経済成長の成果を賃金所得への配分だけでなく週休二日制の普及や労働時間の短縮などへの配分も十分考慮して勤労者生活全般にわたる福祉の向上をはかることが新しい時代の要請となってきました。

最近県内に進出した企業の中でも大手企業については、労働時間、給与、福利厚生などの面で相当進歩している点が認められますので、県内企業においてもその格差を縮めることが肝要ではないかと思われれます。

地域経済発展の担い手である勤労者の福祉の向上と生活の安定をはかるためには、賃金、労働条件、職場環境の改善を促すとともに、福利厚生施設の整備拡充をはかり、より一層明るく楽しい働きがいのある労働環境を造成するものとし、あわせて企業においても労使の相互信頼と協調のもとに近代的・合理的な企業経営および参加意識の確立を促すことが中小企業の振興上極めて重要な要素です。そこで勤労者の福祉向上を期するため県においても次のようなことを重点的に推進します。

(1) 週休二日制、時短等の推進

高度の知識や技術を用いる新しい型の労働や旧来の重労働、筋肉労働の軽減などによって、労働も質的に転換し、労働時間の短縮および週休二日制の導入は今日の大きな課題としてクローズアップさ

れてきました。労働者にとって余暇時間を心身の健康増進に活用することが生産面においても生産効率の向上に寄与することが大きいのです。このために週休二日制、夏季休暇の採用などが労働条件の一つとして労使が自主的に話し合いの中で企業の諸条件を考慮しつつ、段階的に漸進的に取入れるように指導します。

(2) 余暇利用施設の拡充

週休二日目の普及や有給休暇の利用により増大する自由時間を活用して勤労者の心身の鍛練、健康の増進、人間性の回復、生活の充実感の増大等をはかることが勤労者の福祉の向上のため極めて重要です。

そのために、勤労者の総合福祉センターの建設と内容の充実をはかるほか、福利厚生面で恵まれることの少ない中小企業に働く勤労者のいこいの場としてスポーツ、レクリエーション文化教養の場を提供する青少年ホーム、勤労婦人センター、及び勤労者いこいの村等勤労者の余暇活用施設の設置促進に努めます。

(3) 福利厚生施設整備のための諸制度の活用

中小企業に働く勤労者の福祉の充実をはかるため労働福祉関係法律にもとづく福祉の増進はもちろん各種社会保険、年金退職金制度への加入を促進します。また、勤労者の住宅建設、給食施設、浴場、更衣室、体育施設、図書館等の福祉厚生施設を拡充するため、県の制度をはじめ年金福祉事業団、雇用促進事業団資

金、中小企業退職金共済事業資金など勤労者福祉のための制度資金を積極的に活用するように努めます。

熊本勤労総合福祉センター建設計画概要

このセンターは、勤労者やその家族などに、教養、研修、スポーツ、娯楽及び宿泊、結婚式場などの福祉施設として利用していただくとともに、事業主の主催する教養、研修、体育、レジャーなど勤労者の福祉の殿堂として建設されるものです。雇用の促進と職業の安定を図り、地域開発に寄与することを願って労働省所管の雇用促進事業団が、新産都市又は工業整備特別地域などに勤労者の福祉施設として設置するもので県は、その建設にあたって用地買収、敷地の造成を行い、建物の建築完了と同時にその運営を引き受けることになっています。



▲勤労総合福祉センター完成予想模型

建設場所は、熊本市長嶺町及び石原町で県が目下造成中の熊本県民総合運動公園に隣接しています。用地面積十三万一千七百七平方メートル、本館研修棟四階建、屋外施設として駐車場、屋外庭園、サイクリングロード、自動車用道、遊歩専用幹線道、オリエンテーション広場が設置されます。

熊本県民総合運動公園には、野球場、ソフトボール場、四百メートルトラック運動広場、ラグビー場、サッカー場、バレーボール場、テニスコート、馬術練習場、洋弓場、ピクニック広場、音楽広場、児童公園、芝生広場、駐車場があり、完成後はこちらも利用できるというすばらしい施設です。

背後には自然林に恵まれた神園山があり、センターからスタートする遊歩道を進み頂上に登れば、東には阿蘇の噴煙が遠くにたなびき、西北には、金峰山、立田山などが望まれるなど、眺望も絶佳です。竣工は昭和五十年七月の予定です。

工場立地法改正のあらまし

この法律は、昭和三十四年に制定施行されていましたが、昭和四十八年十月に改正され昭和四十九年三月三十一日から施行されました。

今回の改正による主な点は二点あり、その主旨とするところは、国民経済の健全な発展と国民の福祉向上に寄与することを目的としていますので、その点を解説することといたします。

これから工場を立地する場合には、公害や災害を出さないように万全の対策を取ることは勿論、自からも快適な環境作りに貢献することにより、地域社会と産業活動とが巧く融和したものでなければなりません。

第一 工場敷地利用の規制

対象業種は、製造業（修理加工業を含む。）電気、ガスおよび熱供給業（水力および地熱発電を除く。）で、届出対象工場（「特定工場」と呼ぶ。）の規模は、工場の敷地が九千平方メートル以上か、建築面積の合計が三千平方メートル以上のいずれかに該当するもの。（既存工場も増設等により規模に達するときは対象となります。）

規制の内容は、①工場の敷地面積に対する生産施設の面積比率を一定以下にすること。②これにより生じた残地を周辺地域の環境改善などの観点から、敷地面積の二〇％以上を緑地に、あるいは二五％以上を環境施設（緑地を含む。）のため確保すること。③環境施設や騒音、粉じん、悪臭などの特定施設の配置を考慮すること。④工業団地に立地する際には、個々の工場敷地だけでなく全体として一体的に考慮すること。

第二 重合汚染の防止

大工場が集中して立地するいわゆるコンビナートのような工業基地の建設にあたっては計画段階から環境汚染を予測する科学調査を充分行い、その結果で工場立地を審査し、汚染物質の排出量を抑えるようにしています。